

会 議 録

行 田 市 教 育 委 員 会 平 成 3 0 年 第 1 0 回 9 月 定 例 会

招集年月日	平成30年9月27日(木)	開会場所	行田市教育委員会 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会9月27日(木) 午後3時30分 閉会9月27日(木) 午後4時20分	教育長	鈴木 トミ江	
教育長	鈴木 トミ江	教育長職務代理者	岸田 昌久	仮議長
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要		
1	鈴木 トミ江			
2	岸田 昌久			
3	鹿山 高彦			
4	増田 雅久			
5	大久保 英子			
議 事 参 与 者			書 記	
学校教育部長	門倉 正明	書記長	諸貫 忠秋	
生涯学習部長	吉田 悦生	書記次長	白井 克典	
学校教育部次長		書記	久積 史明	
兼学校教育課長	荻原 章			
生涯学習部次長兼図書館長				
兼視聴覚ライブラリー館長	福原 智			
生涯学習部次長				
兼ひとつくり支援課長	石川 隆美			
学校教育部副参事	櫻井真佐美			
教育総務課長	諸貫 忠秋			
学校給食センター所長	満井 房子			
スポーツ振興課長	細谷 博之			
文化財保護課長	中島 洋一			
郷土博物館長	吉田 明夫			
生涯学習部副参事	鈴木紀三雄			
教育文化センター所長				
兼中央公民館長	風間 重文			
教育研修センター主幹	関根 緑			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案 2 件及び報告案件 1 件である。これらの議案を公開してよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、8 月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 8 月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	<p>報告第 1 号 行田市教育委員会委員人事 について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案については、鹿山委員が、9 月 3 0 日に 2 期目の任期満了となるため、引き続き教育委員に就任いただけるよう、9 月定例市議会に議案として上程したところ、9 月 3 日の市議会本会議において、全会一致をもって、再任の同意が得られ、本教育委員会に報告するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>鹿山委員 《あいさつ》</p>	

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第56号 行田市外国語指導助手の勤務条件を定める規則の一部改正について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 平成32年度から小学校において外国語活動が教科化され、外国語指導助手の需要が増えることが見込まれ、優秀な外国語指導助手の雇用が極めて困難な状況となることが予想されることから、外国語指導助手の人材を有し、ノウハウのある事業者との労働者派遣事業を考慮し、現行の規定においては派遣労働者の勤務を想定していないため、規則の一部を改正するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 この規則改正が、外国語指導助手の質を高めるとのことだが、具体的に説明をお願いしたい。</p> <p>学校教育課長 小学校5、6年生の英語の授業が、年35時間から70時間に拡大される予定であり、現在、直接雇用している英語指導助手について、有能な人材を多く有する派遣事業者からの雇用を想定したものである。</p> <p>岸田委員 他市も同じ状況になると思うので、有能な英語指導助手の採用に努めていただきたい。</p> <p>増田委員 「派遣労働者を除く」が勤務条件の規則から削除され、派遣法等の定めによるという解釈でよいか。</p> <p>学校教育課長 そのとおりである。</p> <p>増田委員 派遣法は雇用年数に制限があるのではないか。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第57号 行田市社会教育指導員設置 規則の一部改正について</p>	<p>学校教育課長 以前は3年雇用で半年あいを置く等あったようだが、緩和されている。</p> <p>増田委員 ブラック企業の心配はないか。</p> <p>学校教育課長 以前、数社から派遣されている経緯もあり、心配ないと考えている。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 本案は、社会教育指導員の任用要件である年齢条件や再任の通算年限を削除し、任用要件を拡大するため、規則の一部を改正するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 改正前の条文の制限に根拠があったと思うので、新たな人材の確保にも努めていただきたい。</p> <p>大久保委員 通算年限を3年としていた理由は何か。</p> <p>ひとつくり支援課長 法令等の根拠はないが、市の臨時職員の雇用で3年ということに合わせているものではないかと考えている。 任期は一年毎となっており、その都度人選を行い、教育委員会に諮っている。 なお、県内では30市が社会教育指導員を設置しており、17市に通算年限がない。</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>大久保委員 再任したい場合は、期限なくできるということになるのか。</p> <p>ひとつくり支援課長 規定上そのようなことも可能となる。</p> <p>岸田委員 再任の制限は門戸を開き、広く人材を雇用するという要素もあると思う。</p> <p>増田委員 3年の任用制限も重要であるが、年齢制限を削除することがわからない。 今まで65歳としていた根拠を聞きたい。なぜ今なのか。改正理由が任用要件を変更するためとのことだが、その理由を説明してほしい。</p> <p>ひとつくり支援課長 定年60歳という時代に定年後5年という人材を求めたものと認識している。 同和対策集会所指導員は70歳までであるがこちらも年齢制限を削除する必要があると考えている。</p> <p>増田委員 年齢制限を削除する根拠は何か。</p> <p>ひとつくり支援課長 経験豊富な方の任用を含め、幅広い人材を確保するものである。</p> <p>増田委員 年齢により考えが変わってくるということがあるため、年齢制限は必要と考える。</p> <p>ひとつくり支援課長 1人は文化振興、1人は青少年育成の事業と担当を分けており、それぞれ適切な人材を選出している。年齢による差異がでることはないと考えている。</p>
--	--	--

	<p>増田委員 年齢制限の削除ということには違和感がある。 今まで年齢制限がなかったのになぜ今なのか、少しずつ年齢を上げていくのなら理解することができるが。</p> <p>大久保委員 現在の指導員の年齢等はどのようなか。</p> <p>ひとつくり支援課長 3年目の63歳と2年目の62歳である。</p> <p>岸田委員 このような改正は、法令の改正に伴ったもの、本市の独自のもの等あるが今回のきっかけは何か。</p> <p>ひとつくり支援課長 今回の改正は、法令の改正に伴ったものではないが、国や県が学校と地域の連携事業を今後強く推進する上で、社会教育分野の人材の掘り起こしが必要となるため、県内他市の状況を鑑み改正するものである。</p> <p>鹿山委員 県内他市の年齢制限の状況はどのようなか。</p> <p>ひとつくり支援課 年齢制限を設けていない市が多く、65歳未満としている市はあまり見受けられない。</p> <p>増田委員 高齢の場合、知識や経験が豊富であるが、活動に制限がされることはないか。年齢制限があることにより、活発な人材を確保しやすくないか。</p> <p>ひとつくり支援課長 規則に「健康で、かつ、活動的であること」と規定されており、活動的な人材を確保できるものとしている。</p> <p>増田委員</p>
--	---

	<p>議案第58号 行田市小中一貫教育基本方針策定委員会設置要綱の制定について</p>	<p>その規定と年齢の規定は連動しているものと考えられ、健康かどうかは本人の主観的なものであり、これを根拠とするのはどうかと思う。</p> <p>岸田委員 議案については、委員全員が納得した上で、改正を行いたい。</p> <p>大久保委員 広く雇用するという観点から3年の任用期間を削除するの どうか。</p> <p>ひとつくり支援課長 3年ということで、継続事業等が円滑に進まないことも考えられる。</p> <p>大久保委員 なぜ今回なのかということは思うが、仕事面ではいい例もあると思う。</p> <p>【継続審議】</p> <p>教育長 本日、議案2件が追加提案された。追加提出された議案第58号及び第59号を日程に追加し、議題としてよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 これら議案2件を公開してよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 本案は、行田市小中一貫教育基本方針策定委員会を設置し、これまでの研究の成果と課題をまとめ、教育委員会としての小中一貫教育基本方針を策定するため、設置要綱を制定するもの</p>
--	---	---

	<p>議案第59号 行田市小中一貫教育基本方針策定委員会委員の委嘱について</p>	<p>である。</p> <p>岸田委員 委員会が設置された場合、スケジュールはどのように考えているか。</p> <p>学校教育課長 10月に委員会を開催し、年度内には基本方針を策定できるようなスケジュールを考えている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 行田市小中一貫教育基本方針策定委員会設置要綱第2条に基づき、小中学校長、PTA役員、学校運営協議会委員、学識経験者を委員として委嘱しようとするものである。学識経験者の筑波大学樋口教授は、太田中学校区や見沼中学校区の研究において指導をいただいている方である。他の8人の委員は、市内8中学校区から1名ずつ選出している。</p> <p>岸田委員 中学校区から1名ずつの選出との説明があったが中学校区で説明してほしい。</p> <p>学校教育課長 須加小の小林校長は見沼中学校区、太田西小の野本校長は太田中学校区、忍中学校、埼玉中学校、南河原中学校はそれぞれの校長、PTAから選出する市原氏は西中学校区、学校運営協議会から選出する永野氏は長野中学校区、学識経験者の元教育委員、町田氏は行田中学校区である。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 以上で、本日の日程を終了し、定例会を閉会とする。</p>
--	---	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 平成30年10月25日(木) 午後3時00分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員